

全国健康保険協会運営規則の改正について



全国健康保険協会
船員保険

口座振替の開始について

令和8年1月の船員保険システム刷新において、疾病任意継続保険料の口座振替データの送受信機能等が実装し、令和8年4月より口座振替を開始する。

現在は、全国健康保険協会運営規則において船員保険業務に係る口座振替による納付の承認についての規定がないため、運営規則を改正する。

○全国健康保険協会運営規則(新旧対照表)

変更後(案)	変更前
<u>(口座振替による納付)</u> <u>第12条の2 協会は、疾病任意継続被保険者から、預金、又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合においては、その申出を承認することができる。</u> <u>附 則</u> <u>この運営規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	第3章 船員保険業務 (一部負担金の減免又は免除) 第12条 協会は、船保法第57条の規定に基づき同条第1項各号に掲げる措置を採ることができる。 <u>(新設)</u>

(参考)

〈今後の手続き〉

- 11月18日 船員保険協議会
- 12月23日 運営委員会 → 厚生労働大臣へ届出

●全国健康保険協会定款(抜粋)

○船員保険協議会の意見聴取

第45条第1項 理事長は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

- (1) 定款(船員保険事業に係る部分に限る。)の変更
- (2) 運営規則(船員保険事業に係る部分に限る。)の変更

○運営委員会の議決

第21条第1項 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

- (2) 運営規則の変更(第45条第2項ただし書に規定するものを除く。)

第45条第2項目 理事長は、前項各号に掲げる事項については、運営委員会の議を経なければならない。ただし、前項第2号の運営規則の変更のうち軽微なものについては、理事長は、運営委員会の議を経ないで行うことができる。

●船員保険法(抜粋)

○厚生労働大臣への届出

第7条の22

協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

- 2 理事長は、運営規則を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。